

附属機関の名称

燕市男女共同参画推進審議会

設置の目的

燕市における男女共同参画を推進し、男女共同参画社会の実現を図る。

所掌事務

1. 市長の諮問に応じ、次に掲げる事項について審議する。
 - (1) 男女共同参画の推進に関する基本的事項及び、重要事項に関すること。
 - (2) 男女共同参画基本計画の策定に関すること。
 - (3) 男女共同参画の推進に関する施策への意見に関すること。
2. 審議会は、事項に規定する所掌事務のほか、男女共同参画の推進に関し、市長に意見を申し出ることができる。

委員構成

1. 審議会は、委員 15 人以内で組織する。
2. 男女いずれか一方の委員の数は、委員の総数の 10 分の 4 未満であってはならない。
3. 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。
 - (1) 識見を有する者
 - (2) 関係行政委員会の委員
 - (3) 公募による者
 - (4) その他市長が必要と認める者

任期

委員の任期は、2 年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

委員は、再任されることができる。

委員名簿

委員	五十嵐 むつみ
委員	井上 智玄
委員	上田 駿
委員	沖野 恵子
委員	小田野 栄子
委員	佐久間 敏江
委員	中野 享香
委員	樋口 晃
委員	渡邊 愛
委員	渡辺 丈一郎